

職員給与規程を次のように定める。

平成16年4月1日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 北原保雄

職員給与規程

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の常勤の職員（以下「職員」という。）に対する給与に関する事項を定めることを目的とする。
- 2 機構に常時勤務しない職員については、常勤の職員との均衡を考慮し、別に定めるところにより給与を支給する。

(給与の種類)

- 第2条 職員の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に掲げる区分により支給する。
- (1) 基本給は、俸給及び扶養手当とする。
 - (2) 諸手当は、役職手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、寒冷地手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給与の支払)

- 第3条 職員の給与は、法令等の定めるところにより控除すべき金額を控除し、その残額を現金で支払わなければならない。ただし、職員が同意した場合には、給与の全部又は一部を当該職員が指定する金融機関の本人名義口座へ振り込むことにより支払うことができる。

第2章 基本給

(俸給)

- 第4条 俸給は職員就業規則（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第14号、以下「就業規則」という。）に定める勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬とする。
- 2 各職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。

(俸給表)

第5条 俸給表は、次の各号に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

(1) 一般職俸給表（別表第1）

(2) 教育職俸給表（別表第2）

2 職員の職務の級の分類は、級別標準職務表（別表第3及び第4）による。

（俸給の支給日）

第6条 俸給の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から末日までとし、支給定日はその月の17日（その日が就業規則第12条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日）とする。

2 職員が給与期間中俸給の支給定日以後において採用された場合は、翌月の支給定日に俸給を支給する。

3 職員が退職又は死亡した場合には、その際に俸給を支給する。

4 職員が休職等を命ぜられた場合又は休職等の終了により職務に復帰した場合におけるその給与期間の俸給は、次条第3項に規定する日割計算によりこれを支給する。給与期間の初日から引き続いて休職中にある職員が俸給の支給定日後に職務に復帰した場合には、その給与期間中の俸給をその際支給する。

（俸給の日割計算）

第7条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給、昇格等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

2 職員が退職したときは、その日まで俸給を支給し、死亡したときは、その死亡の日の属する月の俸給の全額を支給する。

3 前2項の規定により俸給を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その給与期間の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

（俸給の半減）

第8条 職員が病気休暇又は疾病に係る就業禁止の措置開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、俸給の半額を減ずる。

（初任給）

第9条 新たに職員となった者の初任給は、その者の学歴に応じて初任給基準表（別表第5）に掲げる職務の級号俸とする。

2 前項の初任給基準表の学歴欄に掲げる学歴をこえる学歴又はその職務について有用な免許、経験等を有する者を新たに職員に採用する場合は、その者の学歴、免許、経験等に応じ、他の職員との均衡を考慮して、同表の初任給欄に掲げる職務の級号俸より上位の職務の級号俸に決定することができる。

（昇格）

第10条 職員が級別資格基準表（別表第6）に掲げる基準に達し、かつ、良好な成績で勤務したときは、その者の資格に応じて1級上位の級に昇格させることができる。この場合におけるその者の俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、別に

定める。

2 前項の場合において、その昇格させようとする職員が現に属する職務の級において1年以上在級していなければ昇格させることはできない。ただし、職務の特殊性等により特に昇格させる必要がある場合には、この限りでない。

3 職員が生命をとして職務を遂行し、そのため危篤となり、又は著しい障害の状態となったときは、前2項の規定にかかわらず、特に昇格させることができる。

(降格)

第10条の2 職員の職務遂行能力が著しく低下若しくは不足していると認められるとき、勤労意欲を著しく喪失したと判断されるとき又は就業規則第39条の懲戒に該当する行為があったときは、1級下位の級に降格させることができる。この場合におけるその者の俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、別に定める。

(俸給表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第10条の3 職員を俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、かつ、級別資格基準表(別表第6)に定める級別資格基準に従い決定するものとする。

(昇給)

第11条 職員の昇給は、毎年1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸(一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級及び7級であるもの並びに教育職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものにあつては、3号俸、8級以上であるものにあつては、別に定める号俸数)とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号俸(一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級及び7級であるもの並びに教育職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものにあつては、3号俸、8級以上であるものにあつては、別に定める号俸数)」とあるのは、「2号俸(8級以上であるものにあつては、別に定める号俸数)」とする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

5 前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

第12条 削除

(特別の昇給)

第13条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、独立行政法人日本学生支援機構理事長(以下「理事長」という。)が定める日に、第11条の規定に準じて昇給させることができる。

(1) 生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合

(2) 職員表彰規程（独立行政法人日本学生支援機構平成17年規程第6号）第3条の規定により表彰された場合

(3) その他理事長が特に必要があると認める場合

2 前項の規定は、職務の級の最高の号俸を受ける職員には、適用しない。

（扶養手当）

第14条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるものに対しては支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額を、前項第一号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「一般職8級職員」という。）にあつては3,500円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第15条 削除

第16条 削除

（扶養手当の支給日）

第17条 扶養手当の支給については、第6条第1項及び第2項の規定を準用する。

2 前項の扶養手当の支給については、その支給定日までに扶養手当に係る事実が確認できない等の理由により、その日において支給することができないときは、同日以降において支給することができる。

（扶養手当の事後の確認）

第18条 理事長は、現に扶養手当の支給を受けている職員が第14条第1項の職員たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

第3章 諸手当

（役職手当）

第19条 役職手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

- (1) 一般職10級及び9級に在級する職員
- (2) 一般職8級に在級する職員のうち別に定める職員
- (3) 一般職8級に在級する職員（前号に掲げる職員を除く。）
- (4) 一般職7級に在級する職員
- (5) 一般職6級に在級する職員のうち課長及びこれに相当する役職を占める職員並びに教育職3級に在級する職員
- (6) 一般職6級に在級する職員のうち調査役
- (7) 一般職5級に在級する職員のうち課長補佐及びこれに相当する役職を占める職員
- (8) 一般職4級に在級する職員のうち課長補佐及びこれに相当する役職を占める職員並びに教育職2級に在級する職員のうち主幹補佐及びこれに相当する役職を占める職員
- (9) 一般職4級に在級する職員のうち係長及びこれに相当する役職を占める職員
- (10) 一般職3級に在級する職員のうち係長及びこれに相当する役職を占める職員並びに教育職2級に在級する職員のうち主任教員及びこれに相当する役職を占める職員

2 役職手当の月額を、次の各号に掲げる職員の区分に応じた額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 134,200円
- (2) 前項第2号に掲げる職員 124,000円
- (3) 前項第3号に掲げる職員 112,200円
- (4) 前項第4号に掲げる職員 107,400円
- (5) 前項第5号に掲げる職員 102,700円
- (6) 前項第6号に掲げる職員 81,900円
- (7) 前項第7号に掲げる職員 49,600円
- (8) 前項第8号に掲げる職員 46,300円
- (9) 前項第9号に掲げる職員 24,100円
- (10) 前項第10号に掲げる職員 19,500円

3 第1項に規定する職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（第45条第1項の場合及び職務上の傷病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除く。）は、その月の役職手当は支給しない。

4 第1項に規定する職を、月の初日以外の日に命ぜられた場合又は月の末日以外の日に免ぜられた場合（退職又は死亡した場合を含む。）におけるその月の役職手当の支給については、第6条及び第7条の規定を準用する。

5 第2項の規定による額が、役員給与規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第2号）第4条に規定する役員の俸給月額のうち最低の俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に106分の100を乗じて得た額から職員が受ける俸給月額と扶養手当の月額の合計額を差し引いた額以上の額となる場合には、その者に支給す

る役職手当の月額が第2項の規定にかかわらず、その差し引いた額に満たない額とする。

(地域手当)

第20条 地域手当は、別表第7に掲げる地域に所在する事務所に勤務する職員に支給する。

- 2 地域手当の月額は、基本給及び役職手当の月額合計額に、別表第7の支給地域欄に掲げる区分に応じて、同表の支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。
- 3 別表第7に掲げる地域に勤務する職員がその勤務する地域を異にして異動した場合（これらの職員が当該異動の日の前日に勤務していた地域に引き続き6箇月を超えて勤務していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合に限る。）において、当該異動の直後に勤務する地域に係る地域手当の支給割合が当該異動の日の前日に勤務していた地域に係る地域手当の支給割合に達しないこととなる時又は当該異動の直後に勤務する地域が別表第7に掲げる地域に該当しないこととなる時は、異動の円滑を図るため、当該職員には、前2項の規定にかかわらず、当該異動の日から3年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動後の支給割合以下となる時は、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、当該異動の日の前日に勤務していた地域に勤務するものとした場合に前項の規定により支給されることとなる地域手当（当該異動の日の前日に勤務していた地域に係る地域手当の支給割合が当該異動の日の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の支給割合による地域手当）の額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。
 - (1) 当該異動の日から同日以後1年を経過するまでの期間 100分の100
 - (2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 100分の80
 - (3) 当該異動の日から同日以後3年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 100分の60
- 4 新たに職員となった者の地域手当の支給については、採用の事情及び当該勤務することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定により地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる場合は、前項の規定に準じて地域手当を支給することができる。

(広域異動手当)

第20条の2 職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算定した事務所間の距離（異動等の日の前日に在勤していた事務所の所在地と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と事務所との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル未満である場合

であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合を含む。)は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、俸給、役職手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る事務所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた事務所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められないと判断される場合は、この限りでない。

(1) 300キロメートル以上 100分の10

(2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 前項の規定により、広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等(以下この項において「当初広域異動等」という。)の日から3年を経過する日までの間の異動等(以下この項において「再異動等」という。)により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回る時又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となる時にあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回る時にあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

3 広域異動手当を支給されることとなる職員が、地域手当の支給要件を具備する職員である場合における広域異動手当の支給割合は、本条に掲げる広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、当該広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

(住居手当)

第21条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額16,000円をこえる家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員

(2) 第31条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)が居住するための住宅(第3項に規定する住宅等を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額)とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前2項の規定にかかわらず次の各号に掲げる職員には、住居手当を支給しない。

(1) 機構の借上宿舎に入居している職員

(2) 国家公務員宿舎等に入居している職員

(3) 配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外の者が所有し、又は借り受け、居住している住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

(住居の届出)

第22条 新たに前条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、所定の様式の住居届により、その居住の実情を速やかに届け出なければならない。住居手当を受けている職員の住居、家賃の額等に変更があった場合についても同様とする。

(住居届の確認及び住居手当の月額の決定)

第23条 理事長は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第21条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 前項の規定による確認をするに当たっては、必要に応じ、契約書、家賃の領収書その他届出に係る事項を証明するに足る書類の提示を求めることができる。

(住居手当の支給の開始及び終了)

第24条 住居手当の支給は、職員が新たに第21条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第22条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(住居手当の事後の確認)

第25条 理事長は、現に住居手当の支給を受けている職員が第21条第1項の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認す

るものとする。

(通勤手当)

第26条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用し、かつ、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
 - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて別に定める額
 - (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額
- 3 事務所を異にする異動により、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額とする。（第6項において「特別料金等相当額」という。）

- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 前項の規定は、新たに職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が別に定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(別に定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として別に定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額
- 6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 7 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 8 この条及び第44条第4項において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間(自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。
- 9 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤方法等の届出)

第27条 職員は、新たに前条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、所定の様式の通勤届により、その通勤の実情を速やかに届け出なければならない。同条同項の職員が住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更のあった場合についても同様とする。

(通勤手当の支給開始及び終了)

第28条 通勤手当は、職員に新たに第26条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給を開始する。ただし、前条の規定による届出が、これに係る

事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 通勤手当は、職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、または死亡した日、職員が第26条第1項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもってその支給を終わる。
- 3 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。第1項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

（通勤手当を支給できない場合）

第29条 第26条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は、支給しない。

（通勤手当の事後の確認）

第30条 理事長は、現に通勤手当の支給を受けている職員が第26条第1項の職員たる要件を具備しているかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

（単身赴任手当）

第31条 事務所を異にする異動又は勤務する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に勤務する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。
- 3 新たに職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に勤務する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(単身赴任手当の事後の確認)

第32条 理事長は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が前条第1項又は第3項の職員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

2 前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者等との別居の常況等を証明するに足りる書類の提出を求めることができる。

(超過勤務手当等)

第33条 職員が休日以外の日において正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた場合又は休日において勤務することを命ぜられた場合には、その勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 休日以外の日における正規の勤務時間を超える勤務 100分の125

(2) 休日における勤務 100分の135(休日において勤務することを命ぜられた職員が、就業規則第15条による休日勤務の振替を行った場合を除く。)

2 休日以外の日において正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた場合又は休日において勤務することを命ぜられた場合における、その勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

3 就業規則第16条の2第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

4 前3項の規定は、第19条第1項第1号から第6号までに規定する職員には適用しない。

5 第19条第1項第1号から第6号までに規定する職員のうち、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を割増賃金として支給する。その他の職員が正規の勤務時間内の勤務のうち、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた場合には、

その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を割増賃金として支給する。

(端数計算)

第34条 前条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第35条 第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び役職手当の月額、これらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに寒冷地手当の月額の合計額を当該年度における1月平均所定労働時間数で除して得た額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第36条 第19条第1項第1号から第6号までに規定する職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により就業規則第12条に規定する休日に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において別に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し、必要な事項は、別に定める。

(寒冷地手当)

第37条 寒冷地手当は、北海道支部に勤務する職員に対し、別に定める基準により支給する。

(給与の減額)

第38条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(介護休暇取得者等の給与)

第39条 職員が介護休暇又は介護に関する部分休業（以下「介護休暇等」という。）の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 介護休暇等のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合には、第47条第2項の規定に準じ、号俸及び俸給月額を調整することができる。

(期末手当)

第40条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、それぞれ基準日の属する月でその都度理事長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又

は死亡した日現在)において、職員が受けるべき基本給の月額、これに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(次表(1)に定める職員にあっては、その合計額に俸給の月額、これに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額(次表(2)に定める職員にあっては、その額に、俸給の月額に同表の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。)を基礎として、理事長が別に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次表(3)に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 職制上の段階、職務の級等を考慮する職員

職員の区分	加算率
一般職8級以上に在級する者	100分の20
一般職7級及び6級に在級する者	100分の15
一般職5級及び4級に在級する者(別に定める者に限る)	100分の10
一般職4級及び3級に在級する者(別に定める者に限る)	100分の5
教育職3級に在級する者	100分の10
教育職2級に在級する者(別に定める者に限る)	100分の5

(2) 管理又は監督の地位にある職員

職務の区分	割増率
第19条第1項第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる職員	100分の23以内
第19条第1項第5号及び第6号に掲げる職員	100分の14以内

(3) 在職期間別支給割合

在職期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

- 3 職員が基準日前1箇月以内に退職し、引き続き国家公務員等となった場合は、第1項の規定にかかわらず、期末手当は支給しない。
- 4 基準日以前6箇月以内の期間において国家公務員等が退職し、引き続き職員となった場合は、国家公務員等として在職した期間を職員として在職した期間に算入し在職期間を算定する。
- 5 前2項の規定は、業務の必要上相互了解のもとに行われる計画的な人事交流に該当しない場合は、適用しない。

(勤勉手当)

第41条 勤勉手当は、基準日に在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月でその都度理事長が別に定める日に支給する。また、基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員(別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき俸給の月額、これに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(前条第2項の表(1)に定める職員にあっては、その合計額に俸給の月額、これに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表

の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（前条第2項の表(2)に定める職員にあっては、その額に、俸給の月額に同表の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を基礎として理事長が別に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、次表に定める割合を乗じて得た額とする。

(表) 勤務期間別支給割合

勤務期間	割合
6 箇月	100分の100
5 箇月15日以上 6 箇月未満	100分の95
5 箇月以上 5 箇月15日未満	100分の90
4 箇月15日以上 5 箇月未満	100分の80
4 箇月以上 4 箇月15日未満	100分の70
3 箇月15日以上 4 箇月未満	100分の60
3 箇月以上 3 箇月15日未満	100分の50
2 箇月15日以上 3 箇月未満	100分の40
2 箇月以上 2 箇月15日未満	100分の30
1 箇月15日以上 2 箇月未満	100分の20
1 箇月以上 1 箇月15日未満	100分の15
15日以上 1 箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0	0

3 前項に規定する勤勉手当の額は、理事長が別に定める支給基準により、その職員の勤務成績等の結果を勘案し、これを増額し、又は減額することができる。

4 前条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において前条第3項及び第5項中「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と読み替えるものとする。

(期末手当及び勤勉手当の支給の一時差止め)

第42条 期末手当及び勤勉手当の一時差止処分等の取扱いについては、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第19条の5第3号及び第4号並びに同法第19条の6第1項、第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、「各庁の長」とあるのは「理事長」、「期末手当」とあるのは「期末手当及び勤勉手当」と読み替えるものとする。

(海外で勤務する職員の課税相当額の支給)

第43条 海外で勤務する職員が、在勤国の法令に基づいて給与等に対して租税を課せられた場合は、その租税の額に相当する額以内を機構が支給することができる。

2 前項の支給に関しては、理事長が決定する。

(諸手当の支給定日)

第44条 役職手当、地域手当、広域異動手当、超過勤務手当及び管理職員特別勤務手当の支給については、第6条及び第7条の規定を準用する。ただし、超過勤務手当及び管理職員特別勤務手当については、一ヶ月の分を次の月における俸給の支給定日に支給する。

2 職員が就業規則第16条の2第1項の規定により指定された超勤代休時間に勤務し

た場合において支給する当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る超過勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「次の」とあるのは、「就業規則第16条の2第1項の規定により超勤代休時間が指定された日の属する給与期間の次の」とする。

- 3 住居手当及び単身赴任手当の支給については、第6条の規定を準用する。ただし、その支給定日までに住居手当及び単身赴任手当に係る事実が確認できない場合等で、その日において支給することができないときは、同日以降において支給することができる。
- 4 通勤手当の支給については、支給単位期間（別に定める通勤手当にあっては、当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間）に係る最初の月の17日（その日が休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日）に支給し、その他の場合については第6条第2項から第4項までの規定を準用する。また、その支給定日までに通勤手当に係る事実が確認できない場合等でその日において支給することができないときは、同日以降において支給することができる。

第4章 休職者の給与

（休職者の給与）

第45条 職員が職務上の傷病又は通勤による傷病により休職を命ぜられたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が前項の傷病以外の傷病により休職を命ぜられたときは、その休職の期間が1年（結核性疾患にあっては2年）に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、寒冷地手当及び期末手当（以下この条において「俸給等」という。）の100分の80を支給することができる。ただし、結核性疾患を事由とする休職に限り、特に必要があると認めるときは、予算の範囲内において、この期間を超え1年に達するまでは、これに俸給等の100分の60を支給することができる。
- 3 職員が刑事事件に関し起訴され休職を命ぜられたときは、その休職の期間中、これに俸給等の100分の60以内を支給することができる。
- 4 就業規則第31条第1項第3号の規定により休職を命ぜられた職員のうち、理事長が特に必要があると認める者については、その休職の期間中、これに俸給等の100分の100以内を支給することができる。
- 5 第2項又は前項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第40条第1項に規定する基準日前1月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により理事長が別に定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、別に定める職員については、この限りでない。
- 6 就業規則第31条第1項の規定により休職を命ぜられた職員には、他の規程等に別段の定めがない限り、第1項から第4項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

（復職時における俸給月額調整）

第46条 休職を命ぜられた職員が復職した場合において、他の職員との均衡上必要と

認められるときは、別に定めるところにより号俸及び俸給月額を調整することができる。

第5章 育児休業者等の給与

(育児休業者等の給与)

第47条 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

- 2 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、別に定めるところにより号俸及び俸給月額を調整することができる。
- 3 職員が育児に関する部分休業又は子の養育に関する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 4 前項に規定するもののほか、育児休業者等の給与に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 補則

(補則)

第48条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、機構の他の細則等に別段の定めのある場合を除いては、一般職給与法及びこれに関連する人事院規則及び給実甲通達等の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(俸給の切替)

- 2 機構の成立の日（以下この項及び次項において「切替日」という。）の前日に日本育英会、財団法人国際学友会、財団法人内外学生センター、財団法人関西国際学友会又は財団法人日本国際教育協会（以下「旧法人」という。）の職員であった者のうち、切替日に引き続き機構の職員に採用された職員（以下「旧法人職員」という。）が切替日に受ける級及び号俸は、第9条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるところによる。
 - (1) 旧法人職員のうち、切替日の前日に日本育英会支部職員給与・退職手当規程第5条第1項の規定により別表第1俸給表（C表）を適用されていた者、財団法人内外学生センター職員給与規程第5条第1項の規定により別表第1俸給表（C表）を適用されていた者及び財団法人関西国際学友会の職員であった者 切替日に従事する職務に対応する別表3又は4に定める級及び切替日の前日に旧法人で受けていた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）と同じ額の号俸（同じ額の号俸がないときは、直近下位の号俸）
 - (2) 旧法人職員のうち、切替日の前日に日本育英会支部職員給与・退職手当規程第5条第1項の規定により別表第1俸給表（B表）を適用されていた者及び財団法人内

外学生センター職員給与規程第5条第1項の規定により別表第1俸給表（B表）を適用されていた者 切替日に従事する職務に対応する別表3又は4に定める級及び旧俸給月額に103分の100を乗じて得た額と同じ額の号俸（同じ額の号俸がないときは、直近下位の号俸）の号俸

- (3) 旧法人職員のうち前2号に掲げる職員以外の職員 切替日に従事する職務に対応する別表3又は4に定める級及び旧俸給月額に106分の100を乗じて得た額と同じ額の号俸（同じ額の号俸がないときは、直近下位の号俸）の号俸。

（昇給期間の通算の特例）

- 3 前項の規定により切替日における号俸を決定される職員に対する、切替日以降における最初の第11条第1項及び第2項ただし書の規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間を切替日に決定された号俸を受ける期間に通算する。

（昇給の暫定措置）

- 4 旧法人職員は、第11条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間、昇給しない。

（暫定措置後の昇給時期）

- 5 前項の規定を適用した後の最初の昇給時期は、第11条第1項の「12月」とあるのを「24月」、同条第2項の「24月」とあるのを「36月」、「18月」とあるのを「30月」と読み替えて決定される時期とする。

- 6 削除

- 7 機構の成立の日の前日に旧法人職員であった者のうち、機構の成立の日の直後に勤務する地域に係る調整手当の支給割合が、機構の成立の前日に旧法人において支給されていた特別都市手当の支給割合に100分の6（第2項第2号に掲げる職員については、100分の3）を加算した割合に達しないこととなるときは、第20条第3項の規定に準じて支給割合を決定することができる。

- 8 平成30年3月31日までの間、職員（一般職俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が6級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 俸給月額 当該特定職員の俸給月額（当該特定職員が第8条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下この項及び附則第10項において同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額（当該特定職員が同条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項及び附則第10項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の俸給月額から

当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額（以下この項及び附則第 10 項において「俸給月額減額基礎額」という。）

- (2) 地域手当 当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
- (3) 広域異動手当 当該特定職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額）
- (4) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第 40 条第 2 項の表(1)に定める職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（同項表(2)に定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号及び次号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、俸給月額に同表の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第 40 条第 2 項に規定する理事長が別に定める割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表(3)に定める割合を乗じて得た額に、100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（同項表(1)に定める職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額に同項表(2)の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第 40 条第 2 項に規定する理事長が別に定める割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表(3)に定める割合を乗じて得た額）
- (5) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第 40 条第 2 項表(1)に定める職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、俸給月額に同項表(2)の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第 41 条第 2 項に規定する理事長が別に定める割合を乗じて得た額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第 40 条第 2 項表(1)に定める職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額に同項表(2)の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第 41 条第 2 項に規定する理事長が別に定める割合を乗じて得た額）

- (6) 第45条第1項から第5項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 第45条第1項 前各号に定める額
 - イ 第45条第2項 第1号から第4号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ウ 第45条第3項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - エ 第45条第4項 第1号から第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - オ 第45条第5項 第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第4項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

9 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

10 附則第8項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第33条第1項から第3項、第34条、第38条及び第39条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第35条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給の月額、これに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに役職手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額、これに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに役職手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

（臨時特例）

11 平成24年7月1日から平成26年6月30日までの間（以下「特例期間」という。）においては、第5条第1項各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員に対する俸給月額（平成18年規程第2号附則第7項の規定による俸給を含み、当該職員が第8条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により半額を減ぜられた俸給月額（平成18年規程第2号附則第7項の規定による俸給を含む。）をいう。以下この項から第14項までにおいて同じ。）の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級	割合
一般職俸給表	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級以上	100分の9.77
教育職俸給表	2級以下	100分の4.77
	3級	100分の7.77

12 特例期間においては、職員給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給

与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 役職手当 当該職員の役職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - (2) 地域手当 当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の役職手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - (3) 広域異動手当 当該職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の役職手当に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - (4) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
 - (5) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
 - (6) 第45条第1項から第5項の規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからホまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからホまでに定める額
 - イ 第45条第1項 前項及び前各号に定める額
 - ロ 第45条第2項 前項及び第2号から第4号までに定める額に同条第2項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - ハ 第45条第3項 前項並びに第2号及び第3号に定める額に、同条第3項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - ニ 第45条第4項 前項及び第2号から第4号までに定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - ホ 第45条第5項 第4号に定める額に同条第2項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額(同条第4項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)
- 13 特例期間においては、第33条第1項から第3項、第34条、第38条、第39条第1項及び第47条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第35条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給の月額、これに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに役職手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 14 特例期間においては、附則第8項の規定の適用を受ける職員に対する第11項及び第12項第2号から第6号まで並びに第13項の規定の適用については、第11項中「俸給月額に」とあるのは「俸給月額から附則第8項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第12項第2号中「俸給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する地域手当の月額から附則第8項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「俸給月額に対する広域異動手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する広域異動手当の月額から附則第8項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第4号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から附則

第8項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第5号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から附則第8項第5号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第6号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第14項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「前項及び第2号から第4号まで」とあるのは「第14項の規定により読み替えられた前項及び第2号から第4号まで」と、同号ハ中「前項並びに第2号及び第3号」とあるのは「第14項の規定により読み替えられた前項並びに第2号及び第3号」と、同号ホ中「第4号」とあるのは「第14項の規定により読み替えられた第4号」と、第13項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から附則第10項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

- 15 特例期間においては、職員の育児休業等に関する細則（独立行政法人日本学生支援機構平成16年細則第2号）第10条第2項第2号の規定の適用については、同号中「第35条」とあるのは、「附則第13項（14項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

（端数計算）

- 16 第11項から第15項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成17年規程第20号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成17年9月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。ただし、第37条及び次項の規定は、平成16年10月29日から適用する。

（経過措置）

- 2 平成16年10月29日から引き続き東北支部又は東海北陸支部北陸事務所に勤務する職員に対しては、別に定める基準により、寒冷地手当を支給する。

附 則（平成17年規程第25号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額の切替え等）

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において別表第1及び別表第2の俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額（以下「新俸給月額」という。）は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその1号俸下位の号俸との差額×

その者の施行日の前日における 俸給月額（以下「旧俸給月額」という。） — 施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額

施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸と
その1号俸下位の号俸との差額

+ 施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額

- 3 前項の規程により新俸給月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の職員給与規程第11条第2項ただし書の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間を新俸給月額を受ける期間に通算する。

(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 4 平成17年12月に支給する期末手当の額は職員給与規程第40条第2項の規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日)において職員が受けるべき俸給、扶養手当、役職手当、調整手当、住居手当及び単身赴任手当(第31条第2項に規定する別に定める額を除く。)の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

- (2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

- 5 前項第1号に規定する合計額に100分の0.36を乗じて得た額又は前項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成17年規程第27号) 抄
(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第2条並びに附則第2項、第4項、第6項、第8項、第9項、第11項、第14項及び第15項の規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成18年規程第2号) 抄
(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(職務の級の切替)

- 2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2つの職務の級が掲げられているときは、職員給与規程別表第3により、そのいずれかの職務の級とする。

(号俸の切替)

3 切替日の前日において職員給与規程別表第1及び別表第2の俸給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、次項及び第5項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)及びその者が旧号俸を受けていた期間(別に定める職員にあっては、別に定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

4 第2項後段の規定により新級を決定される職員の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号俸とする。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替)

5 切替日の前日において職員給与規程別表第1及び第2の俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額(以下「最高号俸」という。)を受けていた職員及び附則別表第2に新号俸の定めのない職員の切替日における号俸又は俸給月額は、理事長が別に定める。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

6 第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の職員給与規程に従って定められたものでなければならない。

(俸給の切替に伴う経過措置)

7 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額(職員給与規程の一部を改正する規程(独立行政法人日本学生支援機構平成21年規程第45号。以下この項において「一部改正規程」という。)の施行の日において一部改正規程附則第3項第1号に規定する減額改定対象職員である者)にあっては、当該俸給月額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる職員(理事長が別に定める職員を除く。)には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

8 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

9 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることになった職員について、任用の状況等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

(昇給に関する特例)

10 平成22年3月31日までの間における職員給与規程第11条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「4号俸」とあるのは「3号俸」、「3号俸」とあるのは「2号俸」とし、同条第3項中「4号俸」とあるのは「3号俸」、「3号俸」とあ

るのは「2号俸」,「2号俸」とあるのは「1号俸」とする。

- 11 第3項及び第5項の規定により切替日における俸給月額を決定された職員（一般職俸給表の5級以下及び教育職俸給表2級以下に在級するものに限る。これに準ずるものとして別に定める職員を含む。）は、職員給与規程第11条第4項の規定にかかわらず、その職員の属する職務の級における最高の号俸の額を超えて、別に定めるところにより特別に昇給させることができる。

（地域手当に関する特例措置）

- 12 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に神奈川県横浜市に所在する事務所に勤務する職員の地域手当の支給割合は、職員給与規程第20条第2項の規定にかかわらず、100分の13とする。

附則別表第1 職務の級の切替表（附則第2項関係）

俸給表	旧級	新級
一般職俸給表	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
	11級	9級
		10級
教育職俸給表	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	4級
	5級	5級

附則別表第2 旧級がこれに対応する別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号俸の切替表

イ 一般職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧級									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1

	6 月以上 9 月未滿			3	1	7	1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未滿			4	1	8	1	1	1	1	1
	12 月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3 月未滿	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未滿	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未滿	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未滿	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12 月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3 月未滿	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未滿	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未滿	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未滿	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12 月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3 月未滿	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未滿	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6 月以上 9 月未滿	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9 月以上 12 月未滿	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12 月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3 月未滿	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未滿	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6 月以上 9 月未滿	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9 月以上 12 月未滿	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12 月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3 月未滿	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3 月以上 6 月未滿	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6 月以上 9 月未滿	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9 月以上 12 月未滿	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12 月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3 月未滿	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3 月以上 6 月未滿	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6 月以上 9 月未滿	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9 月以上 12 月未滿	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12 月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3 月未滿	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3 月以上 6 月未滿	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6 月以上 9 月未滿	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9 月以上 12 月未滿	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12 月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3 月未滿	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3 月以上 6 月未滿	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6 月以上 9 月未滿	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9 月以上 12 月未滿	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12 月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3 月未滿	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3 月以上 6 月未滿	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6 月以上 9 月未滿	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9 月以上 12 月未滿	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16

	12 月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3 月未滿	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3 月以上 6 月未滿	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6 月以上 9 月未滿	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9 月以上 12 月未滿	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12 月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3 月未滿	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3 月以上 6 月未滿	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6 月以上 9 月未滿	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9 月以上 12 月未滿	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12 月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3 月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3 月以上 6 月未滿	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6 月以上 9 月未滿	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9 月以上 12 月未滿	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12 月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3 月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3 月以上 6 月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6 月以上 9 月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9 月以上 12 月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12 月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3 月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3 月以上 6 月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6 月以上 9 月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9 月以上 12 月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12 月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3 月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3 月以上 6 月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6 月以上 9 月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9 月以上 12 月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12 月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3 月未滿		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3 月以上 6 月未滿		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6 月以上 9 月未滿		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9 月以上 12 月未滿		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12 月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3 月未滿		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3 月以上 6 月未滿		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6 月以上 9 月未滿		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9 月以上 12 月未滿		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12 月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3 月未滿			73	61	77	65	61	57		
	3 月以上 6 月未滿			74	61	78	66	62	58		
	6 月以上 9 月未滿			75	61	79	67	63	59		
	9 月以上 12 月未滿			76	62	80	68	64	60		
	12 月以上			77	62	81	69	65	61		
20	3 月未滿			77	62	81	69	65	61		

	3 月以上 6 月未滿			78	62	82	70	66	62		
	6 月以上 9 月未滿			79	63	83	71	67	63		
	9 月以上 12 月未滿			80	63	84	72	68	64		
	12 月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3 月未滿			81	63	85	73	69	65		
	3 月以上 6 月未滿			82	64	86	74	70	66		
	6 月以上 9 月未滿			83	64	87	75	71	67		
	9 月以上 12 月未滿			84	64	88	76	72	68		
	12 月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3 月未滿			85	65	89	77	73			
	3 月以上 6 月未滿			86	65	90	78	74			
	6 月以上 9 月未滿			87	66	91	79	75			
	9 月以上 12 月未滿			88	66	92	80	76			
	12 月以上			89	67	93	81	77			
23	3 月未滿			89	67	93	81				
	3 月以上 6 月未滿			90	67	94	82				
	6 月以上 9 月未滿			91	68	95	83				
	9 月以上 12 月未滿			92	68	96	84				
	12 月以上			93	69	97	85				
24	3 月未滿			93	69	97	85				
	3 月以上 6 月未滿			94	70	98	86				
	6 月以上 9 月未滿			95	71	99	87				
	9 月以上 12 月未滿			96	72	100	88				
	12 月以上			97	73	101	89				
25	3 月未滿			97	73	101					
	3 月以上 6 月未滿			98	73	102					
	6 月以上 9 月未滿			99	74	103					
	9 月以上 12 月未滿			100	74	104					
	12 月以上			101	75	105					
26	3 月未滿			101	75	105					
	3 月以上 6 月未滿			102	75	106					
	6 月以上 9 月未滿			103	76	107					
	9 月以上 12 月未滿			104	76	108					
	12 月以上			105	77	109					
27	3 月未滿			105	77						
	3 月以上 6 月未滿			106	78						
	6 月以上 9 月未滿			107	79						
	9 月以上 12 月未滿			108	80						
	12 月以上			109	81						
28	3 月未滿			109	81						
	3 月以上 6 月未滿			110	82						
	6 月以上 9 月未滿			111	83						
	9 月以上 12 月未滿			112	84						
	12 月以上			113	85						
29	3 月未滿			113							
	3 月以上 6 月未滿			114							
	6 月以上 9 月未滿			115							

	9月以上 12月未満			116						
	12月以上			117						
30	3月未満			117						
	3月以上 6月未満			118						
	6月以上 9月未満			119						
	9月以上 12月未満			120						
	12月以上			121						
31	3月未満			121						
	3月以上 6月未満			122						
	6月以上 9月未満			123						
	9月以上 12月未満			124						
	12月以上			125						

ロ 教育職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧 級				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	3月未満		1	1	1	1
	3月以上 6月未満		2	1	1	1
	6月以上 9月未満		3	1	1	1
	9月以上 12月未満		4	1	1	1
	12月以上		5	1	1	1
2	3月未満	1	5	1	1	1
	3月以上 6月未満	2	6	2	1	1
	6月以上 9月未満	3	7	3	1	1
	9月以上 12月未満	4	8	4	1	1
	12月以上	5	9	5	1	1
3	3月未満	5	9	5	1	1
	3月以上 6月未満	6	10	6	1	1
	6月以上 9月未満	7	11	7	1	1
	9月以上 12月未満	8	12	8	1	1
	12月以上	9	13	9	1	1
4	3月未満	9	13	9	1	1
	3月以上 6月未満	10	14	10	2	1
	6月以上 9月未満	11	15	11	3	1
	9月以上 12月未満	12	16	12	4	1
	12月以上	13	17	13	5	1
5	3月未満	13	17	13	5	1
	3月以上 6月未満	14	18	14	6	1
	6月以上 9月未満	15	19	15	7	1
	9月以上 12月未満	16	20	16	8	1
	12月以上	17	21	17	9	1
6	3月未満	17	21	17	9	1
	3月以上 6月未満	18	22	18	10	1
	6月以上 9月未満	19	23	19	11	1
	9月以上 12月未満	20	24	20	12	1
	12月以上	21	25	21	13	1
	3月未満	21	25	21	13	1

7	3 月以上 6 月未滿	22	26	22	14	2
	6 月以上 9 月未滿	23	27	23	15	3
	9 月以上 12 月未滿	24	28	24	16	4
	12 月以上	25	29	25	17	5
8	3 月未滿	25	29	25	17	5
	3 月以上 6 月未滿	26	30	26	18	6
	6 月以上 9 月未滿	27	31	27	19	7
	9 月以上 12 月未滿	28	32	28	20	8
	12 月以上	29	33	29	21	9
9	3 月未滿	29	33	29	21	9
	3 月以上 6 月未滿	30	34	30	22	10
	6 月以上 9 月未滿	31	35	31	23	11
	9 月以上 12 月未滿	32	36	32	24	12
	12 月以上	33	37	33	25	13
10	3 月未滿	33	37	33	25	13
	3 月以上 6 月未滿	34	38	34	26	14
	6 月以上 9 月未滿	35	39	35	27	15
	9 月以上 12 月未滿	36	40	36	28	16
	12 月以上	37	41	37	29	17
11	3 月未滿	37	41	37	29	17
	3 月以上 6 月未滿	38	42	38	30	18
	6 月以上 9 月未滿	39	43	39	31	19
	9 月以上 12 月未滿	40	44	40	32	20
	12 月以上	41	45	41	33	21
12	3 月未滿	41	45	41	33	21
	3 月以上 6 月未滿	42	46	42	34	22
	6 月以上 9 月未滿	43	47	43	35	23
	9 月以上 12 月未滿	44	48	44	36	24
	12 月以上	45	49	45	37	25
13	3 月未滿	45	49	45	37	25
	3 月以上 6 月未滿	46	50	46	38	26
	6 月以上 9 月未滿	47	51	47	39	27
	9 月以上 12 月未滿	48	52	48	40	28
	12 月以上	49	53	49	41	29
14	3 月未滿	49	53	49	41	29
	3 月以上 6 月未滿	50	54	50	42	30
	6 月以上 9 月未滿	51	55	51	43	31
	9 月以上 12 月未滿	52	56	52	44	32
	12 月以上	53	57	53	45	33
15	3 月未滿	53	57	53	45	33
	3 月以上 6 月未滿	54	58	54	46	34
	6 月以上 9 月未滿	55	59	55	47	35
	9 月以上 12 月未滿	56	60	56	48	36
	12 月以上	57	61	57	49	37
16	3 月未滿	57	61	57	49	37
	3 月以上 6 月未滿	58	62	58	50	38
	6 月以上 9 月未滿	59	63	59	51	39
	9 月以上 12 月未滿	60	64	60	52	40
	12 月以上	61	65	61	53	41

17	3 月未滿	61	65	61	53	
	3 月以上 6 月未滿	62	66	62	54	
	6 月以上 9 月未滿	63	67	63	55	
	9 月以上 12 月未滿	64	68	64	56	
	12 月以上	65	69	65	57	
18	3 月未滿	65	69	65	57	
	3 月以上 6 月未滿	66	70	66	58	
	6 月以上 9 月未滿	67	71	67	59	
	9 月以上 12 月未滿	68	72	68	60	
	12 月以上	69	73	69	61	
19	3 月未滿	69	73	69	61	
	3 月以上 6 月未滿	70	74	70	62	
	6 月以上 9 月未滿	71	75	71	63	
	9 月以上 12 月未滿	72	76	72	64	
	12 月以上	73	77	73	65	
20	3 月未滿	73	77	73	65	
	3 月以上 6 月未滿	74	78	74	66	
	6 月以上 9 月未滿	75	79	75	67	
	9 月以上 12 月未滿	76	80	76	68	
	12 月以上	77	81	77	69	
21	3 月未滿	77	81	77	69	
	3 月以上 6 月未滿	78	82	78	70	
	6 月以上 9 月未滿	79	83	79	71	
	9 月以上 12 月未滿	80	84	80	72	
	12 月以上	81	85	81	73	
22	3 月未滿	81	85	81	73	
	3 月以上 6 月未滿	82	86	82	74	
	6 月以上 9 月未滿	83	87	83	75	
	9 月以上 12 月未滿	84	88	84	76	
	12 月以上	85	89	85	77	
23	3 月未滿	85	89	85	77	
	3 月以上 6 月未滿	86	90	86	78	
	6 月以上 9 月未滿	87	91	87	79	
	9 月以上 12 月未滿	88	92	88	80	
	12 月以上	89	93	89	81	
24	3 月未滿	89	93	89	81	
	3 月以上 6 月未滿	90	94	90	82	
	6 月以上 9 月未滿	91	95	91	83	
	9 月以上 12 月未滿	92	96	92	84	
	12 月以上	93	97	93	85	
25	3 月未滿	93	97	93	85	
	3 月以上 6 月未滿	94	98	94	86	
	6 月以上 9 月未滿	95	99	95	87	
	9 月以上 12 月未滿	96	100	96	88	
	12 月以上	97	101	97	89	
26	3 月未滿	97	101	97		
	3 月以上 6 月未滿	98	102	98		
	6 月以上 9 月未滿	99	103	99		
	9 月以上 12 月未滿	100	104	100		

	12 月以上	101	105	101		
27	3 月未滿	101	105	101		
	3 月以上 6 月未滿	102	106	101		
	6 月以上 9 月未滿	103	107	101		
	9 月以上 12 月未滿	104	108	101		
	12 月以上	105	109	101		
28	3 月未滿	105	109			
	3 月以上 6 月未滿	106	110			
	6 月以上 9 月未滿	107	111			
	9 月以上 12 月未滿	108	112			
	12 月以上	109	113			
29	3 月未滿	109	113			
	3 月以上 6 月未滿	110	114			
	6 月以上 9 月未滿	111	115			
	9 月以上 12 月未滿	112	116			
	12 月以上	113	117			
30	3 月未滿	113	117			
	3 月以上 6 月未滿	114	118			
	6 月以上 9 月未滿	115	119			
	9 月以上 12 月未滿	116	120			
	12 月以上	117	121			
31	3 月未滿	117	121			
	3 月以上 6 月未滿	118	122			
	6 月以上 9 月未滿	119	123			
	9 月以上 12 月未滿	120	124			
	12 月以上	121	125			
32	3 月未滿	121				
	3 月以上 6 月未滿	122				
	6 月以上 9 月未滿	123				
	9 月以上 12 月未滿	124				
	12 月以上	125				
33	3 月未滿	125				
	3 月以上 6 月未滿	126				
	6 月以上 9 月未滿	127				
	9 月以上 12 月未滿	128				
	12 月以上	129				
34	3 月未滿	129				
	3 月以上 6 月未滿	130				
	6 月以上 9 月未滿	131				
	9 月以上 12 月未滿	132				
	12 月以上	133				
35	3 月未滿	133				
	3 月以上 6 月未滿	134				
	6 月以上 9 月未滿	135				
	9 月以上 12 月未滿	136				
	12 月以上	137				
36	3 月未滿	137				
	3 月以上 6 月未滿	138				
	6 月以上 9 月未滿	139				

	9月以上 12月未満	140			
	12月以上	141			

附則別表第3 旧級が一般職の11級である職員の新号俸

旧号俸	新 級		
	経過期間		
1	3月未満	1	1
	3月以上 6月未満	1	1
	6月以上 9月未満	1	1
	9月以上 12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上 6月未満	1	1
	6月以上 9月未満	1	1
	9月以上 12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上 6月未満	1	1
	6月以上 9月未満	1	1
	9月以上 12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上 6月未満	1	1
	6月以上 9月未満	1	1
	9月以上 12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上 6月未満	1	1
	6月以上 9月未満	1	1
	9月以上 12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上 6月未満	1	1
	6月以上 9月未満	1	1
	9月以上 12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上 6月未満	2	1
	6月以上 9月未満	3	1
	9月以上 12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	3月未満	5	1
	3月以上 6月未満	6	1
	6月以上 9月未満	7	1
	9月以上 12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未満	9	1

	3 月以上 6 月未満	10	1
	6 月以上 9 月未満	11	1
	9 月以上 12 月未満	12	1
	12 月以上	13	1
10	3 月未満	13	1
	3 月以上 6 月未満	14	1
	6 月以上 9 月未満	15	1
	9 月以上 12 月未満	16	1
	12 月以上	17	1
11	3 月未満	17	1
	3 月以上 6 月未満	18	1
	6 月以上 9 月未満	19	1
	9 月以上 12 月未満	20	1
	12 月以上	21	1
12	3 月未満	21	1
	3 月以上 6 月未満	22	2
	6 月以上 9 月未満	23	3
	9 月以上 12 月未満	24	4
	12 月以上	25	5
13	3 月未満	25	5
	3 月以上 6 月未満	26	6
	6 月以上 9 月未満	27	7
	9 月以上 12 月未満	28	8
	12 月以上	29	9
14	3 月未満	29	9
	3 月以上 6 月未満	30	10
	6 月以上 9 月未満	31	11
	9 月以上 12 月未満	32	12
	12 月以上	33	13
15	3 月未満	33	13
	3 月以上 6 月未満	34	13
	6 月以上 9 月未満	35	13
	9 月以上 12 月未満	36	14
	12 月以上	37	14

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成18年規程第14号）
この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成18年規程第19号）
（施行期日）

- この規程は、平成18年11月27日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
（経過措置）
- 平成16年4月1日から平成18年3月31日まで第19条第5項中「地域手当」とあるのは「調整手当」と読み替える。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成19年規程第13号）
（施行期日）

1 この規程は、平成19年4月12日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
(地域手当に関する特例措置)

2 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に神奈川県横浜市に所在する事務所に勤務する職員の地域手当の支給割合は、職員給与規程第20条第2項の規定にかかわらず、別表第7における東京都特別区の支給割合に準じる。

(広域異動手当の支給割合の特例)

3 平成20年3月31日までの間においては、第20条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは、「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成19年規程第14号)

この規程は、平成19年5月28日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成19年規程第21号)

この規程は、平成19年12月14日から施行し、平成19年4月1日から適用する。ただし、別表第7の改正規定は、平成20年1月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成20年規程第4号)

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(地域手当に関する特例措置)

2 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に神奈川県横浜市に所在する事務所に勤務する職員の地域手当の支給割合は、職員給与規程第20条第2項の規定にかかわらず、別表第7における東京都特別区の支給割合に準じる。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成21年規程第15号)

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(地域手当に関する特例措置)

2 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に神奈川県横浜市に所在する事務所に勤務する職員の地域手当の支給割合は、職員給与規程第20条第2項の規定にかかわらず、別表第7における東京都特別区の支給割合に準じる。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成21年規程第45号)

(施行期日)

1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

(職員給与規程の一部を改正する規程の一部改正)

2 職員給与規程の一部を改正する規程(独立行政法人日本学生支援機構平成18年規程第2号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「受けていた俸給月額」の次に「(職員給与規程の一部を改正する規程(独立行政法人日本学生支援機構平成21年規程第45号。以下この項において「一部改正規程」という。)の施行の日において一部改正規程附則第3項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該俸給月額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)」を加える。

(平成 21 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 3 平成 21 年 12 月に支給する期末手当の額は、職員給与規程第 40 条第 2 項の規定にかかわらず、この規程により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成 21 年 4 月 1 日(同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日)において減額改定対象職員が受けるべき俸給、役職手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び単身赴任手当(第 31 条第 2 項に規定する別に定める額を除く。)の月額合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

- (2) 平成 21 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成 22 年規程第 10 号) 抄
(施行期日)

- 1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成 22 年規程第 16 号)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成 22 年規程第 24 号)

この規程は、平成 22 年 7 月 13 日から施行し、平成 22 年 6 月 30 日から適用する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成 22 年規程第 33 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

(職員給与規程の一部を改正する規程の一部改正)

- 2 職員給与規程の一部を改正する規程(独立行政法人日本学生支援機構平成 18 年規程第 2 号)の一部を次のように改正する。

附則第 7 項中「100 分の 99.76」を「100 分の 99.59」に改め、「その差額に相当する額」の次に「(職員給与規程附則第 8 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額)」を加える。

(平成 22 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 3 平成 22 年 12 月に支給する期末手当の額は、改正後の職員給与規程第 40 条第 2 項及び附則第 8 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額

(以下この項において「基準額」という。) から,次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において,調整額が基準額以上となるときは,期末手当は支給しない。

- (1) 平成 22 年 4 月 1 日(同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に職員以外の者又は職員であつて適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄,職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの(改正後の職員給与規程附則第 8 項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず,かつ,職員給与規程の一部を改正する規程(独立行政法人日本学生支援機構平成 18 年規程第 2 号)附則第 7 項の規定の適用を受けない職員に限る。)からこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者にあつては,その減額改定対象職員となった日)において減額改定対象職員が受けるべき俸給,役職手当,扶養手当,地域手当,広域異動手当,住居手当及び単身赴任手当(第 31 条第 2 項に規定する別に定める額を除く。)の月額合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額に,4 月から施行日の属する月の前月までの月数(平成 22 年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において,在職しなかった期間,俸給を支給されなかった期間,減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の別に定める期間がある職員にあつては,当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職俸給表	1 級	1 号俸から 93 号俸まで
	2 級	1 号俸から 64 号俸まで
	3 級	1 号俸から 48 号俸まで
	4 級	1 号俸から 32 号俸まで
	5 級	1 号俸から 24 号俸まで
	6 級	1 号俸から 16 号俸まで
	7 級	1 号俸から 4 号俸まで

俸給表	職務の級	号俸
教育職俸給表	1 級	1 号俸から 84 号俸まで
	2 級	1 号俸から 72 号俸まで
	3 級	1 号俸から 52 号俸まで

- (2) 平成 22 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であつた者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成 23 年規程第 1 号) 抄
(施行期日)

- 1 この規程は,平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成 23 年規程第 3 号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
（平成 23 年 4 月 1 日における号俸の調整）
- 2 平成 23 年 4 月 1 日において 43 歳に満たない職員のうち、平成 22 年 1 月 1 日において職員給与規程第 11 条第 1 項の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成 23 年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸上位の号俸とする。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成 23 年規程第 19 号） 抄
（施行期日）

- 1 この規程は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成 24 年規程第 2 号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成 24 年 3 月 14 日から施行し、平成 24 年 3 月 1 日から適用する。
（職員給与規程の一部を改正する規程の一部改正）
- 2 職員給与規程の一部を改正する規程（独立行政法人日本学生支援機構平成 18 年規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 項中「100 分の 99.59」を「100 分の 99.1」に改め、「職員給与規程附則第 8 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては」を「一般職俸給表の適用を受ける職員（その職務の級が 6 級以上である者に限る。以下この項において「特定職員」という。）にあつては、55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後」に改める。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成 24 年規程第 5 号） 抄
（施行期日）

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成 24 年規程第 17 号）
この規程は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成 25 年規程第 3 号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、改正後の職員給与規程（第 33 条に係る部分に限る。）は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。
（平成 25 年 4 月 1 日における号俸の調整）
- 2 平成 25 年 4 月 1 日において 31 歳以上 37 歳未満の職員のうち、平成 19 年 1 月 1 日、平成 20 年 1 月 1 日又は平成 21 年 1 月 1 日のいずれか 2 以上において職員給与規程第 11 条第 1 項の規定により昇給した職員及び平成 25 年 4 月 1 日において 37 歳以上 39 歳未満の職員のうち、平成 19 年 1 月 1 日、平成 20 年 1 月 1 日又は平成 21 年 1 月 1 日のいずれかにおいて職員給与規程第 11 条第 1 項の規定により昇給した職員その他当該職員

との権衡上必要があると認められる職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成26年規程第12号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成26年規程第30号）

この規程は、平成26年12月1日から施行し、改正後の第26条、別表第1及び別表第2の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成27年規程第5号）

（施行期日等）

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（俸給の切替に伴う経過措置）

2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（平成18年規程第2号附則第7項の規定による俸給を含む。）に達しないこととなる職員（理事長が別に定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（一般職俸給表の適用を受ける職員（その職務の級が6級以上である者に限る。以下この項において「特定職員」という。）にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

3 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

4 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることになった職員について、任用の状況等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

（広域異動手当に関する特例）

5 切替日から平成28年3月31日までの間に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する職員給与規程第20条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

（単身赴任手当の月額に関する特例）

6 切替日から平成28年3月31日までの間における職員給与規程第31条第2項の規定の適用については、同項中「30,000円」とあるのは「26,000円」とする。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成28年規程第3号）

この規程は、平成28年2月8日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成28年規程第12号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成28年規程第27号）

この規程は、平成28年12月1日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成29年規程第9号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成29年規程第12号） 抄
（施行期日）

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成29年規程第33号）

この規程は、平成29年11月15日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成30年規程第1号）

この規程は、平成30年1月4日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成30年規程第11号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成30年規程第25号） 抄
（施行期日）

1 この規程は、平成30年7月30日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成30年規程第34号）

この規程は、平成30年12月3日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成31年規程第7号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和元年規程第12号）

この規程は、令和元年12月6日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2の規定は平成31年4月1日から適用し、改正後の第40条の規定は令和元年12月以降に支給する賞与について適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和2年規程第1号）

この規程は、令和2年1月6日から施行し、改正後の第35条の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和2年規程第11号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和4年規程第11号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和5年規程第1号）

この規程は、令和5年1月4日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2の規定は、令和4年4月1日から適用し、改正後の第21条の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和5年規程第21号）

この規程は、令和5年9月29日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和5年規程第23号）

この規程は、令和5年12月4日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和6年規程第24号）

この規程は、令和6年11月29日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2の規定は、令和6年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和7年規程第11号）

（施行期日）

1 この規程は、令和7年4月1日から適用する。

（号俸の切替え）

2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において、この規定の別表第1又は別表第2の俸給表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び別に定めるこれに準ずるものをした職員の新号俸については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

4 切替日から令和8年3月31日までの間における、この規定の第14条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものに対しては」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「／(5) 重度心身障害者／(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）／」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（令和9年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置）

5 切替日から令和9年3月31日までの間における地域手当の支給割合は、新たな支給割合への円滑な移行を図るため、支給割合の変更に伴う職員の生活への影響及び当該変更に必要な原資を考慮しつつ、支給割合の段階的な変更が行われるように、別に定める。

(切替日前に異動等のあった職員等の地域手当に関する経過措置)

- 6 切替日の前日までに、この規定の第20条第3項に規定する異動等のあった職員については、「から3年」とあるのは「から2年」とする。

(通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置)

- 7 この規定の第26条第6項及び第31条第3項の規定は、切替日前に新たに俸給表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(その他の経過措置の別の定めへの委任)

- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規定の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附則別表 号俸の切替表 (附則第2項関係)

イ 一般職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	新号俸							
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	

33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				

80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

ロ 教育職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	新号俸
	3級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1

10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	2
19	3
20	4
21	5
22	6
23	7
24	8
25	9
26	10
27	11
28	12
29	13
30	14
31	15
32	16
33	17
34	18
35	19
36	20
37	21
38	22
39	23
40	24
41	25
42	26
43	27
44	28
45	29
46	30
47	31
48	32
49	33
50	34
51	35
52	36
53	37
54	38
55	39
56	40

57	41
58	42
59	43
60	44
61	45
62	46
63	47
64	48
65	49
66	50
67	51
68	52
69	53
70	54
71	55
72	56
73	57
74	58
75	59
76	60
77	61
78	62
79	63
80	64
81	65
82	66
83	67
84	68
85	69
86	70
87	71
88	72
89	73
90	74
91	75
92	76
93	77
94	78
95	79
96	80
97	81
98	82
99	83
100	84
101	85

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和7年規程第31号）

この規程は、令和7年12月5日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和8年規程第20号）
この規程は、令和8年5月1日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表第1

一般職俸給表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	俸給 月額	俸給 月額	俸給 月額	俸給 月額	俸給 月額	俸給 月額	俸給 月額	俸給 月額	俸給 月額	俸給 月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300	567,100
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000	574,100
3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100	580,000
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300	584,800
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700	588,800
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900	591,700
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800	594,100
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300	596,000
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300	
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600			
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100			
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600			
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100			
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400			
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700			
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900			
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100			
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400			
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700			
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900			
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100			
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900			
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700			
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500			
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100			
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700			
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300			
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900			
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600			
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400			
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800			
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500			
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000			
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400			
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800			
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200			
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600			
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900			
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200			
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500			
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800			

42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100			
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400			
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700			
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000			
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100				
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400				
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700				
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900				
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200				
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400				
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700				
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900				
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200				
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500				
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800				
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000				
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300				
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600				
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800				
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000				
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300				
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600				
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800				
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000				
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300				
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600				
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800				
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000				
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300				
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600				
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800				
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000				
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300					
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600					
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800					
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000					
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300					
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600					
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800					
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000					
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300					
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600					
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800					
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000					
86	266,200	305,800	355,700							
87	266,500	306,100	356,100							
88	266,800	306,400	356,500							
89	267,100	306,700	356,700							
90	267,400	307,000	357,100							

91	267,700	307,300	357,500							
92	268,000	307,600	357,900							
93	268,300	307,800	358,100							
94		308,000	358,400							
95		308,300	358,800							
96		308,700	359,100							
97		308,900	359,400							
98		309,200	359,800							
99		309,500	360,200							
100		309,900	360,600							
101		310,100	361,100							
102		310,400	361,500							
103		310,700	361,900							
104		311,000	362,300							
105		311,200	362,800							
106		311,500	363,200							
107		311,800	363,500							
108		312,100	363,800							
109		312,300	364,200							
110		312,600								
111		313,000								
112		313,300								
113		313,500								
114		313,700								
115		314,000								
116		314,400								
117		314,600								
118		314,800								
119		315,100								
120		315,400								
121		315,700								
122		315,900								
123		316,200								
124		316,500								
125		316,800								

備考 この表は、別表第2の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2

教育職俸給表

職務 の級	1級	2級	3級
号俸	俸給 月額	俸給 月額	俸給 月額
	円	円	円
1	244,100	277,500	360,000
2	247,000	279,300	362,200
3	250,100	281,100	364,400
4	253,100	282,800	366,600

5	256,300	284,400	368,500
6	259,600	285,900	370,800
7	262,800	287,400	373,100
8	266,000	288,900	375,400
9	269,000	290,400	377,600
10	270,800	292,200	379,900
11	272,500	294,100	382,000
12	274,100	295,900	384,000
13	275,700	297,800	385,900
14	277,000	299,700	387,500
15	278,400	301,600	389,000
16	279,700	303,500	390,600
17	281,000	305,500	392,200
18	282,100	308,000	393,500
19	283,100	310,600	394,800
20	284,000	313,200	396,000
21	285,400	315,800	397,300
22	286,700	318,300	398,900
23	288,100	320,700	400,500
24	289,400	323,000	402,000
25	290,800	325,100	403,400
26	292,300	327,200	404,900
27	293,700	329,300	406,400
28	295,100	331,400	407,900
29	296,400	333,400	409,200
30	297,700	335,000	410,600
31	299,000	336,500	411,900
32	300,400	338,000	413,200
33	301,800	339,500	414,100
34	303,100	341,100	415,300
35	304,400	342,600	416,400
36	305,200	344,100	417,500
37	305,900	345,500	418,500
38	306,700	346,900	419,600
39	307,500	348,200	420,700
40	308,300	349,400	421,800
41	309,000	350,600	422,900
42	309,800	352,300	424,000
43	310,500	353,900	425,200
44	311,000	355,700	426,400
45	311,500	357,300	427,500
46	312,000	358,900	428,900
47	312,400	360,400	430,400
48	312,800	361,800	431,900
49	313,300	363,300	433,300
50	313,700	364,900	434,200
51	314,100	366,300	435,100
52	314,400	367,700	435,900
53	314,700	369,100	436,700

54	315,100	370,100	437,700
55	315,400	371,100	438,700
56	315,800	372,000	439,400
57	316,100	373,100	440,100
58	316,400	374,300	440,900
59	316,800	375,600	441,700
60	317,100	376,900	442,600
61	317,500	378,200	443,600
62	317,800	379,500	444,600
63	318,100	380,700	445,500
64	318,400	381,900	446,400
65	318,800	383,100	447,100
66	319,100	384,400	448,000
67	319,500	385,600	448,800
68	319,800	386,800	449,600
69	320,200	388,000	450,500
70	320,500	389,300	451,300
71	320,900	390,500	452,100
72	321,300	391,700	453,000
73	321,600	392,900	453,700
74	322,000	394,200	454,100
75	322,500	395,500	454,500
76	322,900	396,700	454,900
77	323,200	397,800	455,300
78	323,700	398,900	455,800
79	324,100	400,000	456,200
80	324,500	401,200	456,600
81	324,900	402,600	456,800
82	325,300	404,000	457,200
83	325,700	405,400	457,500
84	326,100	406,800	457,800
85	326,500	407,800	458,100
86	327,000	409,100	
87	327,500	410,400	
88	328,000	411,800	
89	328,300	412,900	
90	328,700	413,800	
91	329,100	414,800	
92	329,500	415,900	
93	330,000	416,700	
94	330,400	417,800	
95	331,000	418,900	
96	331,500	419,800	
97	331,900	420,700	
98	332,300	421,600	
99	332,600	422,500	
100	332,900	423,400	
101	333,200	424,200	
102	333,500	425,200	

103	333,800	426,100	
104	334,100	427,100	
105	334,400	427,700	
106	334,900	428,400	
107	335,400	429,100	
108	335,800	429,600	
109	336,200	430,000	
110	336,700	430,400	
111	337,100	430,700	
112	337,500	431,000	
113	337,800	431,200	
114	338,300	431,500	
115	338,600	431,800	
116	339,000	432,100	
117	339,300	432,300	
118	339,700	432,600	
119	340,200	432,900	
120	340,700	433,100	
121	340,900	433,300	
122	341,300	433,600	
123	341,600	433,900	
124	341,900	434,100	
125	342,100	434,300	
126	342,400		
127	342,900		
128	343,300		
129	343,500		
130	343,900		
131	344,300		
132	344,700		
133	344,900		
134	345,300		
135	345,700		
136	346,000		
137	346,300		
138	346,700		
139	347,100		
140	347,500		
141	347,900		

備考 この表は、日本語教育センターの教員の職務及び研究員の職務に従事する職員に適用する。

別表第3

一般職職員級別標準職務表

級	標準職務
1級	定型的な業務を行う職務

2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 主任の職務
3級	困難な業務を処理する主任の職務 係長又は専門職員の職務
4級	困難な業務を分掌する係の長の職務 困難な業務を処理する専門職員の職務 課長補佐又は専門員の職務
5級	困難な業務を分掌する課長補佐又は専門員の職務 困難な業務を分掌する課長補佐及び専門員と職務内容、責任等から同程度の職務と認められる役職の職務
6級	課長、主幹又は調査役の職務 課長及び主幹と職務内容、責任等から同程度の職務と認められる役職の職務
7級	困難な業務を分掌する課の長の職務 困難な業務を処理する主幹の職務 上記課の長及び主幹と職務内容、責任等から同程度の職務と認められる役職の職務
8級	次長の職務 次長と職務内容、責任等から同程度の職務と認められる役職の職務
9級	部長の職務 部長と職務内容、責任等から同程度の職務と認められる役職の職務
10級	特に重要な業務を所掌する部の長の職務 特に重要な業務を所掌する部の長と職務内容、責任等から同程度の職務と認められる役職の職務

別表第4

教育職職員級別標準職務表

級	標準職務
1級	日本語教育センターの補助教員の職務 研究補助員の職務
2級	日本語教育センターの教員の職務 研究員の職務
3級	相当高度の知識経験を必要とする日本語教育センターの教員の職務 相当高度の知識経験を必要とする研究員の職務

別表第5

初任給基準表

俸給表の適用区分	学歴	初任給
一般職俸給表の適用を受ける職員	大学卒	1級27号俸
	短大卒	1級17号俸
	高校卒	1級7号俸
教育職俸給表の適用を	博士課程修了	2級31号俸

受ける職員	修士課程修了	2級13号俸
	大学卒	1級13号俸
	短大卒	1級3号俸

別表第6
級別資格基準表
一般職俸給表

学歴	職務の級					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
大学卒		3	4	4	2	2
	0	3	7	11	13	15
短大卒		5.5	4	4	2	2
	0	6	10	14	16	18
高校卒		8	4	4	2	2
	0	8	12	16	18	20

- 備考 1 職務の級欄に定める上段の数字は、当該職務の級に決定するための1級下位の職務の級における必要在級年数を、下段の数字は、当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。
- 2 7級以上の資格基準については、別に定める。

教育職俸給表

職種	学歴 免許等	職務の級		
		1級	2級	3級
教員	大学卒	0	1	6 7
	短大卒	0	3.5 3.5	6 10

- 備考 職務の級欄に定める上段の数字は、当該職務の級に決定するための1級下位の職務の級における必要在級年数を、下段の数字は、当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。

別表第7

地域手当支給地域

支給地域	支給割合
北海道札幌市	100分の4
宮城県仙台市	100分の8
東京都特別区	100分の20
神奈川県横浜市	100分の16
愛知県名古屋市	100分の12
大阪府大阪市	100分の16
広島県広島市	100分の8
福岡県福岡市	100分の8